

災対法の改正に伴う原災法の一部改正について

1. 経緯

- 去る3月29日の中央防災会議において、東日本大震災の教訓を踏まえた防災対策推進検討会議の中間報告(別紙1)が行われたところ
- このうち、広域災害への対応については、今夏の最終報告を待つことなく、災害対策基本法(以下「災対法」)の改正を行うこととされ、内閣府(防災)が今国会に法案(別紙2)を提出
- 併せて、災対法の特別法として相まって運用されている原子力災害対策特別措置法(以下「原災法」)についても、改正災対法の附則で所要の改正

2. 主な改正事項

【本則: 災対法】

- ① 地域防災計画に地方公共団体間の相互応援等の措置を追加
- ② 市町村・都道府県の区域を越える広域避難の調整規定を創設
※ 市町村区域を越える場合は都道府県が県内の市町村と調整。都道府県区域を越える場合は都道府県が他県と調整するほか、内閣総理大臣が県に対して助言。
- ③ 国等が要請を待たずに救援物資等を供給できる規定を創設
- ④ 国の緊急災害対策本部等の運用を明確化
※ 初動対処方針の策定、関係機関への情報提供等の協力要求を確認的に規定。

【附則: 原災法関係】

- ・ ①～③を原子力災害でも適用すべく必要な読替規定を追加
- ・ ④と同旨の規定を原子力災害対策本部にも追加
※ これらのほか、既に国会に提出済の原子力組織制度改革法案における原災法改正関係規定との技術的な調整規定も措置。

3. 公布・施行日

平成24年6月27日 公布即施行

第1章 日本の持続的な発展に不可欠な防災対策

- 日本は世界的にも地震・火山・水害等の災害を受けやすい国
- 近い将来懸念される巨大地震
南海トラフの巨大地震(今後30年間に60～80%)、首都直下地震(今後30年間に70%)、火山災害、大規模水害 等
- 日本列島は、3.11以降大きく変化
東日本大震災によって日本列島の応力状態に大きな変化が生じ、他の大規模地震や火山噴火を誘発するおそれ

過去にも同様の事例

大規模災害時は「複合災害」を考慮

- ・政府の体制や指揮命令系統の検討
- ・優先順位、担当主体の決定等を考慮

- 国力の衰退が危惧されている中、大規模な災害に見舞われると、我が国の経済社会は立ち直りのきかないほどのダメージを受けるおそれ
- 日本の持続的発展のために、災害の発生による被害を最小限にする「減災」を進め、早期回復を図ることが防災対策の使命

第2章 東日本大震災から学ぶもの ～貴重な教訓や課題～

- 災害を完璧に予想することはできなくても、災害への対応に想定外はあってはならない。楽観的な想定ではなく、悲観的な想定を行うべき。
- 発生直後に十分な情報を得て対策を行うことはできない。不十分な情報をもとに対策を行うための備え、訓練が必要である。
- 災害対策に当たっては、ハード・ソフトの様々な対策により被害を最小化する「減災」に向け、行政のみならず、地域、市民、企業レベルでの取組を組み合わせなければ、万全の対策がとれない。
- 甚大な被害が広範囲にわたったため、住民の避難や被災地公共団体への支援等に関し、広域的な対応がより有効に行える制度の必要性が痛感された。
- 阪神・淡路大震災で多くの教訓を学んだつもりであったが、地震動による教訓はなかった。東日本大震災においても、津波による教訓だけに着目するのではなく、被害が広域にわたったことや地震動による教訓等にも着目しなければならない。
- 災害対策に当たっては、地域性と歴史性を踏まえることが必要である。
- これらの教訓・課題については、今までのようにそのときだけの議論に終わらせず、防災教育等を通じて後世にしっかりと受け継いでいく並々ならぬ努力が大切。

まとめ

- ◇災害応急対応はうまく機能したのか
警報の発表・伝達、被災直後の避難のあり方、情報発信・情報把握、医療、物資・輸送、海外からの支援受入れ、燃料、避難所の設置・運営、二次・広域避難、災害時要援護者への配慮、男女共同参画の視点、被災地公共団体の体制、被災地を支える災害対応体制、防災ボランティア活動 等
- ◇生活再建や復旧復興はスムーズに進んでいるのか
被災者支援全般、応急仮設住宅、医療・健康確保・心のケア、働く場の確保と産業振興、絆・コミュニティの重視、災害廃棄物処理、公共施設の復旧、ライフラインの復旧、復興の制度、対応体制
- ◇事前の備えは十分であったのか
被害想定、対策の基本的考え方、地震・津波に強い国づくり・まちづくり、教訓の活用・伝承、教育、訓練、各主体との協働

第3章 「ゆるぎない日本」の再構築を目指して ～大震災の教訓・課題を受け、行うべき防災対策の全般的見直し～

- ◇災害から生命を守るために
・円滑な避難のための情報伝達システム、避難者の安否情報システムの高度化検討
・災害派遣医療チームの活動内容等の見直し
・物資輸送は被災地の要請がなくても送り込む「プッシュ型」の構築、民間との連携に留意
・被災地を支える体制づくり
・大規模災害時における都道府県や国の調整による地方公共団体間の支援の仕組みの強化
・都道府県が広域避難に関する指示・調整を行うことができる仕組みの確立
・市町村機能が著しく低下した場合や災害緊急事態における都道府県や国の対応のあり方を検討

- ◇ニーズに応じた避難所運営
・避難所の位置付けの明確化
- ◇スピード感、安心感がある被災者支援
・体系的な被災者支援制度への見直し検討
・心のケア、生活不活発者への配慮
・各段階での災害時要援護者への重視
・各段階での男女共同参画の視点の重視
- ◇住まいの再建
・応急仮設住宅として民間賃貸住宅を借り上げる際の取扱いの整理
- ◇復旧・復興をスムーズに成し遂げるための仕組み
・復興の枠組み検討と震災時の特別対策で有効なものも直ちに発動できる方策の確立

- ◇大災害を生き抜くための日頃からの備え
・最大クラスの地震・津波の想定
・ハード・ソフトが一体となった「減災」や、「自助」「共助」の明確化検討
・様々な組織・機会での防災教育、教訓の伝承・定着、訓練の推進
・多様な主体(国・地方・民間・ボランティア・自治組織等)の連携協働による社会の総力を挙げた対策強化
- ◇国境を越えた教訓の共有
・諸外国の防災力の向上に向けた情報発信

- ◇発生が危惧される大規模災害に向けた備え
・南海トラフの巨大地震に向けた対応
・被害シナリオを踏まえた対策の見直し
・首都直下地震に向けた対応
・関東大震災クラスの想定
・首都中枢機能の確保
- ◇火山災害に向けた対応
・観測体制の充実等監視・観測のあり方
・大規模火山噴火対策について
- ◇大規模水害に向けた対応
・広域避難
・地下空間の浸水への対応
- ◇複合災害への対応
・複合災害に備える体制や対策等を検討

第4章 最終報告に向けて

- ・いつ起こるか分からない広域災害で必要と考えられない広域災害について引き続き議論し改善・拡充
・徹底的な検証の継続
・具体的な対応について引き続き議論し改善・拡充
・実施状況の継続的な把握・点検
- ・最終報告を待たずに政策として実現



災害対策法制見直しの全体像

別添2

東日本大震災の教訓・課題を受け、行うべき防災対策の全般的見直し

※「防災対策推進検討会議」中間報告（H24.3.7決定）において今後の検討の方向性が示された主なもの。今後、最終報告（H24夏頃予定）に向けて、論点が追加される場合があり得る。

◇災害から生命を守るために

- ・物資輸送は被災地の要請がなくても送り込む「ブッシュ型」の構築、民間との連携に留意

◇被災地を支える体制づくり

- ・大規模災害時における都道府県や国の調整による地方公共団体間の支援の仕組みの強化や、そのための受援計画の明確化
- ・都道府県が広域避難に関する指示・調整を行うことができる仕組みの確立
- ・市町村機能が著しく低下した場合や災害緊急事態における都道府県や国の対応のあり方を検討

◇ニーズに応じた避難所運営

- ・避難所の位置付けの明確化

◇スピード感、安心感がある被災者支援

- ・体系的な被災者支援制度への見直し検討

◇復旧・復興をスムーズに成し遂げるための仕組み

- ・復興の枠組み検討と震災時の特別対策で有効なものは直ちに発動できる方策の確立

◇大災害を生き抜くための日頃からの備え

- ・ハード・ソフトが一体となった「減災」や、「自助」「共助」「互助」等の明確化検討
- ・様々な組織・機会での防災教育、教訓の伝承・定着、訓練の推進
- ・多様な主体（国・地方・民間事業者・ボランティア・自治組織等）の連携共同による社会の総力を挙げた対策強化

今国会に提出

・右記以外で緊急に措置を要するもの

- (1) 大規模広域な災害に対する即応力の強化
 - ・国・地方公共団体による積極的な情報の収集・伝達・共有の強化
 - ・地方公共団体間における応援業務に係る都道府県・国による調整規定の新設、対象業務の拡大
 - ・地方公共団体間の相互応援等を円滑化するための平素の備えの促進
- (2) 大規模広域な災害時における被災者対応の改善
 - ・救済物資等を被災地に確実に確実に供給する仕組みの創設
 - ・市町村・都道府県の区域を越える被災住民の受入れ（広域避難）に関する都道府県・国による調整規定の創設
- (3) 教訓伝承、防災教育の強化や多様な主体の参画による地域の防災力の向上
 - ・教訓伝承の新設・防災教育強化等による防災意識向上
 - ・地域防災計画の策定への多様な主体の参画
- (4) その他
 - ・国・地方公共団体の防災会議と災害対策本部の役割の見直し

次の国会以降

・国民の権利義務に関連するもの
・費用負担も含めた国の役割のあり方 など

- 減災等の理念の明確化と多様な主体の参画による防災意識の向上
- 自然災害による国家的な緊急事態への対応のあり方
- 被災者支援の充実
- 復興の枠組みの整備
- 避難の概念の明確化
- その他、災害対策法制全体の見直し

災害対策基本法の一部を改正する法律案の概要①

背景

東日本大震災の主な教訓

1. 住民の避難や被災地方公共団体への支援等に関し、広域的な対応がより有効に行える制度が必要。その際には、事前の備えも必要。
2. 教訓・課題を防災教育等を通じて後世にしっかり伝承していく努力が大切。
3. 災害対策に当たっては、「直ちに逃げることを重視し、ハード・ソフトの様々な対策により被害を最小化する「減災」に向け、行政のみならず、地域、市民、企業レベルの取組を組み合わせなければ、万全の対策がとれない。

概要

(1)大規模広域な災害に対する即応力の強化

- ▶ **発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有の強化（第51条及び第53条関係）**
市町村が被害状況の報告ができなくなったり、都道府県が自ら情報収集等のための必要な措置を講ずべきこと、国・地方公共団体等が情報が共有し、連携して災害応急対策を実施すること等を改めて規定。
- ▶ **地方公共団体間の応援業務等に係る都道府県・国による調整規定の拡充・新設と対象業務の拡大（第67条、第72条、第74条及び第74条の2関係）**
応急対策業務に係る地方公共団体間の応援規定について、都道府県による調整規定を拡充し、国による調整規定を新設するとともに、消防、救命・救難等の人命にかかわるような緊急性の極めて高い応急措置（応諾義務あり）に限定されている対象業務を、避難所運営支援、巡回健康相談、施設の修繕のような応急対策一般に拡大する（市町村から都道府県への応援要求については応諾義務あり。その他は応諾義務なし）。
- ▶ **地方公共団体間の相互応援等を円滑化するための平素の備えの強化（第8条、第40条及び第46条等関係）**
他の主体との相互応援が円滑に行われるよう、国・地方公共団体、民間事業者も含めた各防災機関は、あらかじめ地域防災計画等において相互応援や広域での被災住民の受入れを想定する等の必要な措置を講ずるよう努めなければならぬこと等を規定。

災害対策基本法の一部を改正する法律案の概要②

概要（続き）

(2)大規模広域な災害時における被災者対応の改善

▶ 救援物資等を被災地に確実に供給する仕組みの創設（新設）

物資等が不足する場合、市町村は都道府県に対し、都道府県は国に対し物資等の供給を要請等できること、状況によっては、都道府県・国が要請等を待たず自らの判断で物資等を供給できること、都道府県・国は運送事業者である指定公共機関等に物資等の運送を要請等できること等を規定。

▶ 市町村・都道府県の区域を越える被災住民の受入れ（広域避難）に関する調整規定の創設（新設）

広域での被災住民の受入れが円滑に行われるよう、市町村・都道府県の区域を越える地方公共団体間の被災住民の受入れ手続、都道府県・国による調整手続を規定。

(3)教訓伝承、防災教育の強化や多様な主体の参画による地域の防災力の向上

▶ 教訓伝承の新設・防災教育強化等による防災意識の向上（第7条及び第46条等関係）

国民の防災意識の向上を図るため、住民の責務として、災害教訓を伝承することを明記するとともに、国・地方公共団体、民間事業者も含めた各防災機関において防災教育を行うことを努力義務化する旨を規定。

▶ 地域防災計画の策定への多様な主体の参画（第15条関係）

地域防災計画に多様な主体の意見を反映できるように、地方防災会議の委員として、現在充て職となっている防災機関の職員のほか、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者を追加。

(4)その他

▶ 国・地方公共団体の防災会議と災害対策本部の役割の見直し（第11条及び第14条等関係）

◆[附則]東日本大震災から得られた教訓を今後に生かすため、東日本大震災への対応を引き続き検証し、防災に関する制度の在り方について所要の法改正を含む全般的な検討を加え、その結果に基づいて、速やかに必要な措置を講ずる。